第十一条の十一第一項中「0.166」を「0.159」に、「0.167」を「0.160」に改め、第十一項中「0.102」を「0.100」に、「1.23」を「1.21」に改め、同条第三十項中「（Ａ－１）×0.0861×Ｂ×Ｃ」を「（Ａ－１）×0.0756×Ｂ×Ｃ×0.5」に、「Ｂ×Ｃに」を「Ｂ×Ｃ又は（Ａ－１）×0.0756×Ｂ×Ｃに」に改め、同項算式の符号Ａを次のように改める。

Ａ　次の算式アによつて算定した率（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式アの符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$71.11\times\frac{a-b}{b}+1.43$$

$\frac{a-b}{b}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

ａ　農林水産省が調査した生産農業所得統計における農業産出額の計のうち平成18年分、平成19年分及び平成20年分として公表された数値の合算額を３で除して得た数（億円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　農林水産省が調査した生産農業所得統計における農業産出額の計のうち平成17年分、平成18年分及び平成19年分として公表された数値の合算額を３で除して得た数（億円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第77号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「改正前の省令」という。）第11条の２第３項の平成21年度分の算式の符号αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第３項の平成21年度分の算式の符号βの率と同一の率

第十一条の十一第四項中「0.1253×Ｃ×Ｄ」を「0.1162×Ｃ×Ｄ×0.5」に、「0.0585×Ｃ×Ｄ」を「0.0658×Ｃ×Ｄ×0.5」に改め、同項算式の符号Ａ及びＢを次のように改める。

Ａ　次の算式アによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式アの符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅰ

$$131.58\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}+0.605$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$131.58\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}+0.605$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

ａ　商業統計調査規則により平成19年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計を平成21年３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　商業統計調査規則により平成16年６月１日現在で調査された年間商品販売額の小売業計を平成17年３月31日現在における住民基本台帳登載人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第４項の平成21年度分の算式の符号Ａ中αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第４項の平成21年度分の算式の符号Ａ中βの率と同一の率

Ｂ　次の算式イによつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式イ

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式イの符号

α　次の算式Ⅱによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）

算式Ⅱ

$$28.41\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}-0.742$$

$\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$28.41\times\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}-0.742$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅱの符号

ａ　工業統計調査規則によつて調査された平成19年12月31日現在における製造品出荷額等の製造業計（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、百万円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　工業統計調査規則によつて調査された平成16年12月31日現在における製造品出荷額等の製造業計（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、百万円単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第４項の平成21年度分の算式の符号Ｂ中αの率と同一の率

γ　改正前の省令第11条の２第４項の平成21年度分の算式の符号Ｂ中βの率と同一の率

第十一条の十一第五項中「2.700」を「2.900」に、「96.6」を「96.2」に、「1.700」を「1.900」に改め、同条第六項中「0.1533」を「0.1287」に、「0.3471」を「0.2914」に、「平成19年」を「平成20年」に、「（平成20年」を「（平成21年」に改め、「、厚生労働省」を削り、「1.852」を「0.926」に、「132」を「133」に、「175」を「174」に、「3.3」を「0.7」に、「平成８年度」を「平成９年度」に、「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

第十一条の十一第七項算式を次のように改める。

算式

$$\{(Ａ-１)+(Ｂ-１)\}\times\frac{1}{2}\times Ｃ\times Ｄ\times0.0283\times0.5$$

Ｃ×Ｄ、$\{(Ａ-１)+(Ｂ-１)\}\times\frac{1}{2}$又は$\{(Ａ-１)+(Ｂ-１)\}\times\frac{1}{2}\times Ｃ\times Ｄ\times0.0283$に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。